

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日とする)

目次

- ◇ 告 示 計量器の定期検査の実施
- 定期種畜検査の実施
- 保安林の指定の解除(三件)
- 林業種苗法による生産事業者の登録のまつ消
- 土地改良事業の認可(四件)
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地改良事業の工事の完了
- 県道の路線の認定
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百十四号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、境

港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十二年六月一日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十三年三月三十一日まで

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

六月一日

午前十時から
午後三時まで

境港市 境港市民会館

二日

境港市外江公民館

三日

渡公民館

六日

中浜公民館

七日

余子公民館

八日

境港市民会館

九日

境港市民会館

鳥取県告示第三百十五号

家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第一項の規定に基づき、農林大臣から昭和五十二年定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示

する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検 査 期 日		検 査 場 所	家畜の種類
第一次	第二次		
五月二十一日 午前十時から	五月二十四日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、 肉用牛、 豚及び馬
五月二十二日 午前九時から	五月二十五日 午前九時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	
午後一時から	午後一時から	東伯郡赤碓町出上 鳥取種畜牧場	
午後三時から	午後三時から	鳥取県種畜場 松谷	
五月二十三日 午前九時から	五月二十六日 午前九時から	米子市吉岡 西部家畜市場	
午後一時から	午後一時から	鳥取県中小家畜試験場	
午後三時から	午後三時から	西伯郡西伯町編屋 鳥取県中小家畜試験場繁殖科	
五月二十四日 午前十時から	五月二十七日 午前十時から	日野郡日南町生山 生山家畜市場	
午後一時から	午後一時から	日野町根雨 根雨家畜市場	

鳥取県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字大寺屋北方二八四〇の二三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

倉吉市大原字保木一〇九一の一五

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字長途四七一の四から四七一の六まで

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

鉄道用地とするため

鳥取県告示第三百十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の生産事業者の登録をまつ消したので、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録のまつ消年月日
百四十一	武田勝美	八頭郡智頭町大字芦津	穂の採取並びに幼苗及び幼苗の育成	武田勝美八頭郡智頭苗畑町大字芦津	昭和五十二年二月十九日	

鳥取県告示第三百二十号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（西今在家地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十二号

泊村から申請のあつた村営土地改良（宮田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十三号

江府町から申請のあつた町営土地改良(江尾地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十四号

昭和五十二年二月二十八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(高草地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年四月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届出者
花原地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月三十日	那家町
泉地区農道舗装事業	昭和五十二年二月九日	米子市
福吉地区農業用排水事業	昭和五十二年二月二十六日	溝口町
船越地区農業用排水事業	昭和五十二年三月十日	"
別所地区農業用排水事業	昭和五十二年三月十日	米子市
上野地区農業用排水事業	昭和五十二年三月十九日	溝口町
大内地区農業用排水事業	昭和五十二年三月二十三日	"
金屋谷地区農業用排水事業	昭和五十二年三月二十四日	"
彦名地区農業用排水事業	昭和五十二年三月二十五日	米子市
東八幡地区農業用排水事業	昭和五十二年三月二十五日	"
日下地区農道舗装事業	昭和五十二年三月二十五日	"
大坂地区農道舗装事業	昭和五十二年三月二十五日	溝口町

鳥取県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和五十二年四月二十六日

鳥取県知事 平 林 鶴 三

整理番号	路線名	終起	点	重要な経路地
1	倉吉環状線	倉吉市米田		
		倉吉市巖城		
		八頭郡河原町北村		
3	北村岩坪線	鳥取市岩坪		

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第18条の2第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和52年 4月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

乙種危険物取扱者試験 昭和52年 6月27日 午前10時から
丙種危険物取扱者試験 昭和52年 6月27日 午後1時から

(2) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所
米子市鞆町1の160 鳥取県西部総合事務所
米子市富士見町一丁目103の1 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部

2 試験の種類

(1) 乙種危険物取扱者試験（第4類の危険物に限る。）

(2) 丙種危険物取扱者試験

3 受験資格

乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、6箇月以上危険物取扱いの実務経験を有する者に限る。

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和52年 5月16日から昭和52年 5月27日まで
(郵送による場合は、5月27日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真

1枚（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
 エ その他

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付するとともに、その免状を試験当日提出すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 乙種危険物取扱者試験 2,000円

イ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】